

中期目標の達成見込み等の業務の実績に関する評価に係る実施要領【改正案】

和歌山県公立大学法人評価委員会
平成 23 年 4 月 1 日 決定
平成 28 年 月 日 改正

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 30 条の規定に基づく公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「法人」という。）に係る中期目標に関する業務の実績に関する評価（中期目標期間終了時）に先んじて実施する中期目標の達成見込み等に係る業務の実績に関する評価（以下「中間総括評価」という。）については、この実施要領の定めるところにより実施する。

1 基本方針

- (1) 中期目標・中期計画の達成状況を確認し、中期目標の残存期間に法人が解決すべき課題等を明らかにする。
- (2) 次期中期目標の検討並びに次期中期目標に向けての法人の組織及び業務の全般にわたる検討並びに中期目標期間終了時の業務の実績評価の検討に反映させる。
- (3) 法人運営について、法人の自主的・積極的な取組を評価する。
- (4) 評価を通じて、法人の業務運営の状況を分かりやすく社会に示す。
- (5) 評価を通じて、法人の業務運営等の質的向上を図る。
- (6) 教育研究に関しては、その特性に配慮する。

2 実施方法

(1) 全般的事項

中間総括評価は、法人が作成する中期計画一覧表等（以下「一覧表等」という。）に基づき、当該中期目標期間の 4 年経過時における中期計画の各項目の達成状況と中期目標期間終了時における中期目標の達成見込み等を確認する（以下「項目別評価」という。）とともに、中期目標期間における法人の業務の実績（見込みを含む。）全体について総合的な評価（以下「全体評価」という。）を行うことにより実施する。一覧表等の様式は、別に定める。

(2) 法人による自己評価

ア 法人は、中期計画の記載事項ごとに事業の実施状況等を明らかにし、その進捗状況と今後の達成見込みを示すとともに、下記の 4 段階で自己評価する。

IV	中期計画を上回って実施できる見込みである（特に優れた実績を上げる見込みであるもの等）。
III	中期計画を十分に実施できる見込みである。
II	中期計画を十分には実施できない見込みである。
I	中期計画を大幅に下回る見込みである。又は、中期計画を実施していない。

イ 法人は、中期計画の各項目ごとに業務実績及び自己評価を記載し、下記の 5 段階で自己評定する。

S	中期目標の達成状況が非常に優れることとなる見込みである。 (法人が特に認める場合で、達成見込みがすべてⅢ以上で、Ⅳが相当数(目安5割以上)あるもの)
A	中期目標の達成状況が良好となる見込みである。 (達成見込みがすべてⅣ又はⅢ)
B	中期目標の達成状況がおおむね良好となる見込みである。 (達成見込みのⅣまたはⅢの割合が9割以上)
C	中期目標の達成状況が不十分となる見込みである。 (達成見込みのⅣまたはⅢの割合が9割未満)
D	中期目標の達成のためには重大な改善事項がある。

注) 上表括弧内の判断基準については、中期計画の記載事項数が10未満の場合、その他の合理的な理由がある場合は、これによらずに法人が総合的に判断して自己評定することができる。また、計画記載事項以外に重要な事象等がある場合は、この点を勘案し、自己評定することができる。

ウ 法人は、中期計画の記載事項ごとの特記事項欄に、特色がある点・優れた点等は「特筆すべき事項」として、改善を要する点等は「未達成課題の対策」として、客観的なデータを織り込んで、具体的に記載する。

なお、自己評価の結果、達成見込がⅠ、Ⅱ及びⅣである場合は、特記事項は必ず記載する。

(3) 評価委員会による業務実績の調査・分析

評価委員会は、項目別評価を実施するに当たり、法人から提出された一覧表等について聴取し、検証を行う。

(4) 項目別評価

一覧表等の検証を踏まえ、項目別に進捗状況・成果を下記の5段階で評定する。

また、特筆すべき点、課題や遅れている点についてコメントを付す。

なお、教育研究に関する事項については、その特性に配慮して、事業の外形的、客観的な達成状況を評価する。

S	中期目標の達成状況が非常に優れることとなる見込みである。 (評価委員会が特に認める場合で、達成見込みがすべてⅢ以上で、Ⅳが相当数(目安5割以上)あるもの)
A	中期目標の達成状況が良好となる見込みである。 (達成見込みがすべてⅣ又はⅢ)
B	中期目標の達成状況がおおむね良好となる見込みである。 (達成見込みのⅣまたはⅢの割合が9割以上)
C	中期目標の達成状況が不十分となる見込みである。 (達成見込みのⅣまたはⅢの割合が9割未満)
D	中期目標の達成のためには重大な改善事項がある。

注) 上表括弧内の判断基準については、中期計画の記載事項数が10未満の場合、その他の合理的な理由がある場合は、これによらずに評価委員会が総合的に判断して評定することができる。

できる。また、計画記載事項以外に重要な事象等がある場合は、この点を勘案し、判断することができる。

(5) 全体評価

項目別評価の結果を踏まえつつ、当該中期目標期間の4年経過時における法人の業務の実績と中期目標期間終了時における中期目標の達成見込み等について、総合的な評定を記述式により行う。

この際、大学改革を推進するための取組、県民や社会に開かれた大学を目指した取組、教育研究等の質の向上に向けた特色ある取組等について積極的に評価する。

3 評価結果の決定手順

- (1) 評価委員会は、委員会における審議等を通じて項目別評価及び全体評価を取りまとめ、評価結果（案）を作成する。
- (2) 評価委員会は、評価結果（案）を法人に示すとともに、評価結果（案）に対する意見を申し出る機会を法人に付与する。
- (3) 法人から意見の申出があった場合は、当該意見を踏まえ、評価委員会において評価結果を作成し、決定する。
- (4) 評価委員会は、評価結果を法人に通知する。また、当該通知に係る事項を知事に報告するとともに公表する。

4 評価の実施体制

評価業務の円滑な推進のため、必要に応じて評価委員において役割分担して業務を実施することができる。

5 その他

評価委員会は、中間総括評価の実施結果等を踏まえ、必要に応じてこの要領の見直し及び改善を行う。

なお、この要領に定めのない事項については、評価委員会が別に定める。

中間総括評価業務の工程

	実施時期	実施主体	業務内容
(1)	10月中旬まで	法人	・中期計画一覧表等（以下「一覧表等」という。）を作成
(2)	10月末まで	法人	・評価委員会へ一覧表等を提出
(3)	11月上旬 一覧表提出後	評価委員会	・業務実績の検証（法人からの聴取等）
(4)	11月中旬まで	評価委員会	・評価コメントの検討
(5)	11月末まで	評価委員会	・評価結果（案）の作成（項目別評価、全体評価）
(6)	12月上旬	法人	・評価結果（案）に対する意見の検討 ・評価委員会へ意見申出
(7)	12月下旬	評価委員会	・評価結果を作成・決定 ・評価結果を法人に通知、知事に報告
(8)	1月初旬	評価委員会	・評価結果を一般に公表